

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第5条の4第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の研究力強化に向けた学術研究の高度化及び活性化並びにイノベーションの推進を図るとともに、研究成果を社会に還元するための総合的検討を行い、その効果的な具現化に向けて統括することを目的として設置する大分大学研究マネジメント機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略の策定に関すること。
- (2) 研究推進及び研究支援に関すること。
- (3) 研究資金の獲得及び管理運営の支援に関すること。
- (4) 国際的な研究の推進に関すること。
- (5) 研究成果の社会への発信及び還元に関すること。
- (6) 産学官連携研究の推進並びに知的財産の組織的な管理及び活用に関すること。
- (7) 研究上の倫理及び安全に関すること。
- (8) 研究者の育成に関すること。
- (9) その他本学の研究マネジメントに関し必要な事項

(構成)

第3条 機構は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 主担当の教員
- (4) 兼担の教員
- (5) リサーチ・アドミニストレーター
- (6) コーディネーター
- (7) 教室系技術職員
- (8) 教務職員
- (9) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第4条 機構長は、機構の業務を掌理する。

- 2 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

(副機構長)

第5条 副機構長は、機構長を補佐し、機構長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当及び兼担の教員)

第6条 主担当及び兼担の教員は、機構の業務を行う。

- 2 主担当及び兼担の教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき、学長が行う。

(リサーチ・アドミニストレーター)

第6条の2 リサーチ・アドミニストレーターは、機構の業務を行う。

(コーディネーター)

第7条 コーディネーターは、機構の業務を行う。

- 2 コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

(教室系技術職員及び教務職員)

第8条 教室系技術職員及び教務職員は、機構の業務を行う。

- 2 教室系技術職員及び教務職員は、学長が任命する。

(組織)

第9条 機構に、第2条各号に掲げる業務を行うため、次の各号に掲げるセンター等を置く。

- (1) 実務統括本部
 - (2) 研究推進センター
 - (3) 産学官連携推進センター
 - (4) 研究支援センター
- 2 前項各号のセンター等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第10条 機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、大分大学研究マネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 11 条 機構の事務は、研究推進部産学連携課の協力の下、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 大分大学全学研究推進機構規程（平成 21 年規程第 70 号）、大分大学産学官連携推進機構規程（平成 23 年規程第 40 号）、大分大学産学官連携推進機構利用規程（平成 16 年規程第 132 号）及び大分大学産学官連携推進機構技術研修規程（平成 16 年規程第 133 号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年研究マネジメント機構規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。